

障害者活躍推進計画

機関名	名張市消防本部
任命権者	名張市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
名張市消防本部における障害者雇用に関する課題	名張市消防本部は、職員定数が115名の機関であり、現在、在職する常勤職員は消防吏員のみで事務職員は在籍しておらず、これまで職員募集も職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設け、障害者に限定した募集・採用は行っていない。 在職中に疾病・事故等により中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用に関する目標	○消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるため、消防吏員については今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障害者に限定した募集は行わずとも、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。 ○会計年度職員については、募集条件に身体基準を設けないこととする。
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防総務室長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、市の総務部（人事、職員相談部署）に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○年3回実施している目標管理制度面談において、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。